

(別添4)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

⑩

補助金の交付を申請した法人の役員等（業務を執行する代表、教室長、学院長、校長等いかなる名称を有する者であるかを問わず、実質的に当該教室の運営に関与している者又は当該教室の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県外国籍の子供の日本語学習等支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。